

仕様書

1 業務名

令和8年度近畿農政局生花等装飾業務

2 目的

近畿農政局のイメージの向上及び花きの振興に関する法律（平成26年12月1日施行）に基づく花きの活用の推進に寄与するため、近畿農政局庁舎において、常時良好な状態で生花等（切り花又は鉢物。以下同じ）による装飾を行う。

3 契約期間

契約締結日から令和9年3月31日まで

4 回数、場所及び規格

(1) 回数

月	回数	月	回数
令和8年6月	3回	11月	3回
7月	3回	12月	3回
8月	3回	令和9年1月	3回
9月	3回	2月	2回
10月	3回	3月	2回
合 計			28回

生花等装飾業務の月別の回数（年間28回）は上表のとおりとし、物日（母の日、父の日、いい夫婦の日、愛妻の日、バレンタインデー、ホワイトデー）については、その1週前に装飾作業を行うこととし、物日を含めた装飾作業の日程については、担当職員と協議して決定するものとする。

(2) 場所

生花等を装飾する場所は、近畿農政局内の、正面玄関及び局長室前の2か所とする。

(3) 規格

ア 生花等及び花器は受注者が調達すること。

イ 生花等は、国内（可能な限り近畿地域）で生産されたものを中心に、季節にあった品目で、良好な品質のものとする。

- ウ 生花等の装飾は、別添（例）のとおり同等の量感とし、毎回、同じデザインにならないこと。
- エ 使用する花材の名前、産地に関する情報及び花題を提出すること。（様式任意）

5 インターネット、ホームページ等への掲載

正面玄関に生け込みされた作品は、近畿農政局ホームページに掲載する。なお、掲載内容は作品の写真、花の名前及び産地とする。

6 完了報告及び検査

- (1) 受注者は、毎月の業務が完了した場合は、書面（任意様式）をもって報告（以下「業務完了報告書」という。）すること。
- (2) 発注者は、前項の業務完了報告書を受領した場合は、発注者又は発注者の指定した職員（以下「検査職員」という。）が、その日から10日以内に検査を行うものとする。

7 支払い

受注者は、検査職員の検査に合格したときは、契約代金の月額実施分の請求ができるものとする。

8 環境負荷低減のクロスコンプライアンス

(1) 主な環境関係法令の遵守

受注者は、物品の提供に当たり、以下の環境関係法令を遵守するものとする。

- ・「地球温暖化対策の推進に関する法律」（平成10年法律第117号）

(2) 環境関係法令の遵守以外の事項

受注者は、物品の提供に当たり、新たな環境負荷を与えることにならないよう、以下の取組に努めるものとする。

ア 環境負荷低減に配慮したものを調達するよう努める。

イ エネルギーの削減の観点から、オフィスや車両・機械などの電気、燃料の使用状況の記録・保存や、不必要・非効率なエネルギー消費を行わない取組（照明、空調のこまめな管理や、ウォームビズ・クールビズの励行、燃費効率の良い機械の利用等）の実施に努める。

ウ 臭気や害虫の発生源となるものについて適正な管理や処分に努める。

エ 廃棄物の発生抑制、適正な循環的な利用及び適正な処分に努める。

オ 工事等を実施する場合は、生物多様性に配慮した事業実施に努める。

カ みどりの食料システム戦略の理解に努めるとともに、機械等を扱う場合は、機械の適切な整備及び管理並びに作業安全に努める。

9 その他

業務遂行にあたり、疑義が生じた場合には、その都度、担当職員と協議すること。

生花等の生け込みイメージ(量感)

【正面玄関】



【局長室前】

